

令和7年 国勢調査を実施します

- 令和7年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。
- 国勢調査の結果は、国や地方公共団体だけではなく子育て支援や防災対策への利用、企業等での活用など、わたしたちの身近な暮らしに役立てられています。

調査員による訪問
9月下旬頃～

インターネット
回答

9/20(土)
～10/8(水)

紙回答

10/1(水)
～10/8(水)

調査員証を携帯した調査員が、みなさまのお宅を訪問し調査書類をお配りします

- ・重複なく調査を行うため、世帯の代表者の氏名をおたずねします。

インターネットでの回答期間 9/20～10/8

- ・インターネットでの回答が 簡単・便利です。
- ・スマホからの回答は、二次元コードを読み取ることで簡単にできます。(回答ID・パスワードの入力は不要です)

利用者に
好評です!



紙の調査票での回答期間 10/1～10/8

- ・調査員が回収のため訪問します。郵送回答も可能です。

「かたり調査」に
ご注意ください!

国勢調査員は、顔写真付きの「調査員証」を携帯しています。国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

不審に思われた際には回答しないで、速やかに市役所にお知らせください。



5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025

調査期日 **10.1** 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025 検索

総務省統計局・基進府県・市区町村

総務省・島根県・出雲市総務課
(おたずね／出雲市総務課 TEL 21-6301)

自宅を訪問する悪質な点検業者に注意!

自宅を業者が訪問し、太陽光発電システムや屋根などの点検を行い、「すぐに修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり、高額な修繕工事を契約させられるなどの悪質な点検商法が増えています。

点検商法 の一例

- 「太陽光発電機の点検」が義務化されたなどと無料点検を勧めるケース
- 「屋根瓦がずれているのが見えた」などと屋根の修繕を急がせるケース
- 契約している電力会社から委託された業者を装い、分電盤の点検を迫るケース



アドバイス

- 点検後は、「このままでは火事になる」などと不安をあおってきます。
- 点検させたとしても、その場では契約せず、十分に検討しましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。

NO



これからの季節、台風などの後、点検商法が増える可能性がありますので、ご注意ください。

不安に思ったら、生活・消費相談センターにご相談ください。

おたずね／総務課 生活・消費相談センター TEL 21-6682

出雲エコナビ

発行：環境政策課 TEL 21-6987 / FAX 21-6597



出雲エコナビ 検索

<https://izumo-econavi.com>

9月20日から26日は動物愛護週間です



人も動物も共に生きる仲間です。動物の愛護と適正な飼育について理解を深め、ルールとマナーを守って、誰もが快適に過ごせるようにしましょう。



🐾 ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。

動物の習性等を正しく理解し、一生涯世話を続けることができるかをよく考えて、責任を持って飼いましょう。野良猫への無責任なえさやりはやめましょう。

🐾 むやみに繁殖させないようにしましょう。

動物にかけられる時間や空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また必要に応じて、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。

🐾 ペットには飼い主明示をしましょう。

ペットを飼うときは、首輪やマイクロチップなどを装着し、飼い主明示をしましょう。迷子になった場合、帰ってくる可能性が高まります。

🐾 ペットの飼い主は、近隣に迷惑をかけないように心掛けましょう。

しっかりとした囲いの中で飼うようにしましょう。種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう。また、犬は必ず鎖などでつなぎ、迷子にならないようにしましょう。

🐾 道路や公園など、他人の土地を汚さないようにしましょう。

散歩のときは、リードを付け、ふんを片付けるための用具を携帯し、必ず持ち帰って処分しましょう。電柱などへのマーキングも周辺住民の方の迷惑となります。マーキングをしないようしつけをするとともに、尿は、ペットボトル等に水を汲んで持ち歩き、洗い流しましょう。消臭剤を利用するなどの配慮をお願いします。

🐾 飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

- 飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を必ず行いましょう。
- 環境政策課または各行政センターへ変更届、死亡届の提出が必要です。

◎詳しい情報は、環境省動物愛護管理室ホームページをご覧ください。



おたずね／環境政策課 TEL 21-6535